

公益財団法人岐阜県スポーツ協会緊急対策事業
子どもの運動不足解消のための運動機会創出プラン
アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）を活用した運動遊び促進事業（委託事業）

実施要項

【募集要項】

1. 趣旨・目的

新型コロナウイルスの感染リスクに備えた、全国の学校に対する一斉の臨時休業と、全国的なスポーツイベントの中止に起因する、子どもの運動不足による体力の低下が懸念される中、子ども達がスムーズに運動・スポーツ活動に復帰し、また、より多くの子ども達が身体を動かすことを習慣化させることが重要であると思われま

す。公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「当協会」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会が推進する「アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）」を活用し、運動遊びを促進することによって、それらの課題を解決し、身体を動かすことの楽しさを体験する機会を提供するために、岐阜県内の各団体にその事業を委託するものです。

2. 事業内容

子ども（幼児・小学生）を主な対象としたACPを取り入れたイベント（事業）の開催

- ・委託を受けた各団体は、市町村行政及び各教育委員会等と連携し、イベント（事業）を実施します。そのイベント（事業）は、新規・既存を問いません。

例）各種教室・イベント、各種目普及広報イベント 等

3. 委託先

岐阜県内の各種団体

（地方自治体、プロスポーツチーム、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、競技団体、クラブチーム等）

4. 募集事業数

1団体1事業を原則とします。

5. 実施期間（委託期間）

令和2年7月1日～令和2年12月31日

6. 委託手続きと実施方法

- （1）事業を希望する団体は、令和2年8月11日までに実施計画書を当協会へ提出すること。
- （2）当協会は、提出された実施計画書を当協会スポーツ推進課において審査し、適切であると認められた場合、公益財団法人日本スポーツ協会へ岐阜県の事業を一括申請する。
- （3）当協会は、公益財団法人日本スポーツ協会において審査された結果、認められた事業について、その当該団体と委託契約を締結する。その時期は、令和2年9月頃を予定している。
- （4）当該団体は、提出された実施計画に沿った要項を作成し、適切に事業を実施すること。なお、その要項には、「スポーツ庁国庫補助事業」と明記する必要がある。

7. 対象経費

(1) 対象となる経費は、謝金、旅費、借損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費とし、当協会が定める予算の範囲内で支出する。

8. 委託について

(1) 委託経費

- ア. 当協会は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な上項の経費を委託費として支出する。
- イ. 当協会にて実施計画書の精査を行い、適正と認めた場合、委託契約を締結のうえ、当協会は当該団体へ委託費を交付する。
- ウ. 当該団体は、契約締結及び支払を行う場合には、別に定める基準に基づき、経費の効率的な使用に努めること。
- エ. 当該団体は、契約締結後の事業実施過程において、事業計画書について変更する必要があるときは、速やかに当協会に報告し、指示を受けるものとする。
- オ. 当該団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を整え、領収書等の関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年から5年間保存する。本事業に対し、会計検査院による検査が実施される場合もある。
- カ. 当協会は、当該団体が本要項、委託契約書又は経費処理要領に違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

(2) 委託金の交付

当協会は、当該団体からの実施計画書に基づき、当該団体と委託契約を締結し、当協会は、当該団体へ委託金全額を交付する。

(3) 事業完了（廃止等）の報告

当該団体は、本事業を完了したとき、廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、令和3年1月5日（火）までに事業報告書を当協会に提出するものとする。

なお、事業の成果普及等のため、上記の報告書のほかに、事業における取組についての事例提供や、成果の報告等を求めることができるものとする。

(4) 委託費の額の確定

- ア. 当協会は、上記（3）により提出された事業報告書類について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、当該団体に対して通知するものとする。
- イ. 上記アの確定額は、事業に要した実支出額又は委託契約額のいずれか低い額とする。
- ウ. 上記アの確定額が交付済額に満たない場合、当協会は確定額と交付済額の差額を当協会へ返納しなければならない。

(5) その他

- ア. 当協会は、当該団体による本事業の実施が、本事業の趣旨・目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- イ. 当協会は、委託業務の実施に当たり、当該団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- ウ. 当協会は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。
- エ. 本事業の実施に伴い発生したすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）については、原則として公益財団法人日本ス

スポーツ協会に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途当協会及び日本スポーツ協会と協議することとする。

オ. この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。

9. 申込方法

当協会ホームページから必要書類をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、当協会事務局へ原本を郵送、担当者へE-Mailによりデジタルデータを提出すること。

〈提出書類〉

・実施計画書

〈申込期限〉

令和2年8月11日（火） 17：00

10. 事業完了（廃止等）の報告

本事業を完了したとき、廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、当協会事務局へ事業報告書の原本を郵送、担当者へE-Mailによりデジタルデータを提出すること。

〈提出書類〉

・実施報告書

〈申込期限〉

令和3年1月5日（火） 17：00

11. その他

(1) 以下に記す事項に留意すること。

ア. ACPの活動時間

ACPは、15分以上の活動時間が必要になるが、イベントにおけるACPの特設ブースやイベント全体におけるACPの活動（普及）も認める。

イ. 講師等の人数

特に定めないが、参加者数より多くなることは避ける。また、トップアスリート等がイベントの講師を務めるにあたり、その講師がACPを指導できない場合は、子ども達と一緒に参加することが必要になる。

ウ. 参加者の子どもと大人の割合

できる限り、子どもの参加者数が大人の参加者数を上回るよう実施することが望まれる。

エ. 領収書

宛名は全て委託先であり、その領収書のコピーを当協会へ提出し、原本は、委託先が保管する。

オ. 諸謝金

単価基準は、各団体が定める規程に則り実施してもよいが、本事業の単価基準を上回った場合は、自己負担となる。

また、計画書提出の際に、講師等の人数の明記が必要であり、その人数により、委託費における諸謝金の合計額を決定する。

カ. 消耗品費

領収書のコピーの提出が必要であり、その消耗品の個数及び商品名が明記されていること。

消耗品は10万円未満の物に限るが、カメラやパソコン等は対象としない。また、1組10万円以上の物も対象とならないため注意が必要。

(2) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。